

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	障 害 福 祉 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件）	//
・ 道路の区域変更	道 路 維 持 課
・ 一般競争入札の参加者の資格等	警察本部会計課
◎ 公 告	
・ 特定開発行為に関する工事完了	砂 防 課
・ 一般競争入札の実施	警察本部会計課
◎ 監査委員公表	
・ 令和7年度普通会計定期監査（前期）及び長崎県公営企業会計定期監査の結果の公表	監 査 事 務 局
◎ 人事委員会公告	
・ 長崎県職員採用試験（大学卒業程度：C試験）の実施	人事委員会事務局
◎ 雑 報	
・ 一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第484号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和7年10月3日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
オレンジ薬局めがね橋店	長崎市古川町3-10 伊藤ビル1階	令和7年10月1日

長崎県告示第485号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護）として次のとおり指定した。

令和7年10月3日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
あいず訪問看護ステーション浦上駅前	長崎市目覚町6-1 OP目覚ビル1階	令和7年10月1日

長崎県告示第486号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和7年10月3日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
社会医療法人 春回会 長崎北病院	西彼杵郡時津町元村郷800番地	令和7年10月1日

長崎県告示第487号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和7年10月3日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
日本調剤 時津薬局	西彼杵郡時津町元村郷807-1	令和7年10月1日
諫早駅前薬局	諫早市永昌東町1番2号-102	令和7年10月1日
有限会社吉牟田薬局 光町店	佐世保市光町1-5	令和7年10月1日
トラスト調剤薬局	東彼杵郡波佐見町井石郷2234-2	令和7年10月1日
そうごう薬局長崎昭和町店	長崎市文教町7-11-101	令和7年10月1日
ミチノオ駅前薬局	西彼杵郡長与町高田郷13-11	令和7年10月1日
ほんだ薬局	佐世保市大塔町2015-1	令和7年10月1日

長崎県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
路 線 名 382号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町小船越字愛尻227番1地先から 対馬市美津島町小船越字小志度路143番2地先まで	前A	6.1～37.8	1126.6	
	後A	8.4～59.7	1126.6	
	前B	9.8～48.9	744.7	
	後B	10.2～70.2	765.7	

長崎県告示第489号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年10月3日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

警察官用夏服・制服用ワイシャツ購入（単価契約）

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づく排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から令和7年10月24日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本
 - (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

特定開発行為に関する工事完了（公告）

次の特定開発行為に関する工事は完了した。

令和7年10月3日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年11月15日 5県北振建管第7404号	長崎県佐世保市天神二丁目8番1、8番2、 9番1、9番2、10番3、11番1、12番1、 13番3、18番4	長崎県佐世保市赤崎町285-1 株式会社 E・アーキテクト 代表取締役 川口 栄一

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入（単価契約）について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年10月3日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品、規格及び年間予定数量

品 名	規 格	予定数量
男性警察官用夏服上衣第一種（長袖）	仕様書のとおり	330着
男性警察官用夏服上衣第一種（半袖）		320着
男性警察官用夏服ズボン		370本
男性警察官用夏服ズボン（アジャスター付き）		110本
女性警察官用夏服上衣第一種（長袖）		90着
女性警察官用夏服上衣第一種（半袖）		100着
女性警察官用夏ベスト		40着
女性警察官用夏ズボン		90本
女性警察官用夏ズボン（アジャスター付き）		30本
警察官用夏服上衣第二種（長袖）		900着
警察官用夏服上衣第二種（半袖）		1,050着
男性警察官用制服用ワイシャツ		1,000着
女性警察官用制服用ワイシャツ		310着

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 納入場所

長崎県警察本部警務部装備施設課で検収後、指定所属へ送付

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札に付する品名ごとに消費税抜き価格相当額（入札単価）を記載すること。ま

た、契約期間の納入実績が入札に付する品名ごとの予定数量とした場合の入札総価格（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）を入札書に記載すること。

なお、当該消費税相当額は、当該代金の請求の時に加算すること。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札期日現在で有している者であること。
- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和7年10月24日（金）17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

（名称）長崎県警察本部 警務部会計課（調度係）

（電話）095-820-0110 内線2231

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

（期 間）この公告の日から令和7年11月10日（月）までの間（県の休日を除く。）

（場 所）4の部局等とする。

（その他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札の場所及び期日等

（場所）長崎県警察本部3階入札室

（期日）令和7年11月13日（木）13時30分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

9 郵送による場合の入札書の受領期限等

（受領期限）令和7年11月12日（水）17時00分必着

（提出先）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）

（その他）郵送による場合は書留郵便等により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付を免除する。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
 - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (10) 生地に係る色相検査試験証明書を提出し、承認を得られなかったとき。
 - (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (15) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
 - (16) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 13 落札者の決定方法
- (1) すべての入札単価が、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成されたそれぞれの予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 14 その他
- (1) 契約書の作成を要する。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きが停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Police Uniform (Men's long-sleeved shirts for summer (Type1)) 330 clothes, etc.
- (2) Delivery period:
Execution Date through March 31, 2026
- (3) Delivery Location:
Nagasaki Prefectural Police Headquarters,
Police Administration Department, Equipment and Facilities Division
- (4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date):
5:00 p.m. November 12, 2025
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. November 13, 2025
- (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext. 2231

監査委員公表

監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項並びに第199条第2項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年10月3日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	祐実
同	松本	洋介
同	坂本	浩

令和7年度普通会計定期監査結果（前期）

第1 監査の概要

令和6年度における普通会計にかかる財務監査（定期監査）及び行政監査を次のとおり実施した。

1 監査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

2 監査の種別

財務監査（定期監査）（地方自治法第199条第1項及び第4項）

行政監査（地方自治法第199条第2項）

3 監査の対象

(1) 財務監査

令和6年度 長崎県一般会計

令和6年度 長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計

令和6年度 長崎県農業改良資金特別会計

令和6年度 長崎県林業改善資金特別会計

令和6年度 長崎県県営林特別会計

令和6年度 長崎県沿岸漁業改善資金特別会計

令和6年度 長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計

令和6年度 長崎県用地特別会計

令和6年度 長崎県庁用管理特別会計

令和6年度 長崎県長崎魚市場特別会計

令和6年度 長崎県港湾施設整備特別会計

令和6年度 長崎県公債管理特別会計

令和6年度 長崎県国民健康保険特別会計

(2) 行政監査

県の事務の執行

4 監査の着眼点

(1) 財務監査

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(2) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

前期監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

(1) 監査対象期間

原則として令和6年度を対象としたが、監査委員が必要と認めるときは、令和7年度についても監査日までを対象期間とした。

(2) 監査対象機関及び実施日

令和7年5月13日から9月9日までの期間において、本庁及び地方機関の合計123箇所を対象として実施した。

区分	本 庁					地方機関	合計
	知事部局	各種委員会等	教育庁	警察本部	計		
監 査 対象機関	95	5	12	1	113	129	242
前期監査 対象機関	95	5	12	1	113	10	123

前期監査対象機関、委員監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙のとおりである。

第2 監査の結果

1 総括

財務に関する事務及びその他の事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。しかしながら、一部において、下記の指摘事項等のとおり、是正又は改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事務執行の確立に努める必要がある。

2 指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理を是正又は改善すべきものについては、以下のとおりである。

(単位：件)

区分	令和7年度 (A)				令和6年度 (B)				前年度比較 (C)=(A)-(B)			
	指摘事項	指導事項	意見	合計	指摘事項	指導事項	意見	合計	指摘事項	指導事項	意見	合計
財務監査	5	69	0	74	25	145	2	172	△20	△76	△2	△98
収入未済				0	1	4		5	△1	△4	0	△5
収入		10		10	5	3		8	△5	7	0	2
予算執行		8		8	2	5		7	△2	3	0	1
契約	2	24		26	7	72	1	80	△5	△48	△1	△54
工事				0		6		6	0	△6	0	△6
補助金等	1	13		14	2	27	1	30	△1	△14	△1	△16
物品	2	11		13	6	20		26	△4	△9	0	△13
財産管理		3		3	1	5		6	△1	△2	0	△3
その他				0	1	3		4	△1	△3	0	△4
行政監査	5	11	1	17	1	5		6	4	6	1	11
合計	10	80	1	91	26	150	5	178	△16	△70	△1	△87

昨年度と比べ、財務監査では98件減少し、行政監査では11件増加、総数では87件減少している。

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

- ①法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ②機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③収入確保に適切な措置を要するもの
- ④予算を目的外に支出しているもの
- ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意見

- ①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ②県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

(1) 財務監査（指摘5件、指導69件）

① 収入について（指導10件）

公用車の廃車に伴い、本来還付可能な自賠責保険料の還付が行われていない事例、水域占有料を誤った面積で算定しているため、徴収不足となっている事例等が認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

② 予算の執行について（指導8件）

委託業務において、作成する冊子の必要部数の検討が十分でない事例、労働保険料において、概算払

として処理すべきところ通常払で処理している事例等が認められたので、適正な予算執行及び事務処理を行うべきである。

③ 契約について（指摘2件、指導24件）

委託業務において、予定額の積算が前年度契約と同額を使用しており、実例価格等が反映されていない事例、予定額の積算が過大となっている事例等が認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

④ 補助金等について（指摘1件、指導13件）

仕入れに係る消費税等相当額の確認が行われていない事例、実績報告書が提出されていない事例等が認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

⑤ 物品について（指摘2件、指導11件）

物品の処分において、産業廃棄物事業者ではない業者へ依頼している事例、公用車運転前後のアルコールチェックにおいて、精度保証期間を大きく超えた検知器を用いている事例等が認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な物品の管理を行うべきである。

⑥ 財産の管理について（指導3件）

道路占用許可において、許可期間満了後の原状回復を許可の条件として附していない事例等が認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な公有財産の管理を行うべきである。

(2) 行政監査（指摘5件、指導11件）

総務部長通知に基づいた公用車運転前後のアルコールチェックが適正に行われていない事例、見積執行通知書の作成において、浄書・校合・検印を行わないまま課長印が押印されている事例、施工計画書等の地図において、著作権許諾に係る確認が不十分なまま受領している事例、業者から提出された被保険者等記号・番号がマスクングされていない健康保険証の写しをそのまま保管している事例等が認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

第3 指摘事項

次のような不適切な事例があったので、適切に事務を執行すること。

1 総務部

(1) 契約

自動車税に係る申告書及び報告書とりまとめ等に関する事務委託（委任）の予定額積算において、前年度契約と同額を9年間使用しており、実例価格等が反映されていない。また、精算時の確認が不十分である。[税務課]

2 文化観光国際部

(1) 補助金等

令和5年度長崎県文化芸術活動ブラッシュアップ事業補助金において、仕入れに係る消費税等相当額の確認が行われていないものがある。[ながさきピース文化祭課]

3 福祉保健部

(1) 行政監査

国民健康保険事業費納付金等算定業務委託に係る見積執行通知書の作成において、浄書・校合・検印を行わないまま課長印が押印されている。[国保・健康増進課]

4 水産部

(1) 契約

令和6年度漁業取締用航空機の借り上げにおいて、夜間飛行にかかる予定額の積算が過大となっている。[漁業取締室]

5 農林部

(1) 行政監査

① 潮受堤防周辺サイクリングコース映像収録業務委託の仕様書において、著作権許諾に係る確認が不十分な地図を使用している。[諫早湾干拓課]

② 愛津原地区水源・加圧施設工事他4件における施工計画書等の地図において、著作権許諾に係る確認が不十分なまま受領している。

[島原振興局農林水産部土地改良課・農林水産部農村整備課・
建設部道路第一課・建設部道路第二課・建設部河港課]
(土木部に再掲)

6 土木部

(1) 物品

① 老朽化により使用不能となった物品保管庫について、廃棄物処理法に基づき、県が排出事業者として資格を有する業者に処分を依頼すべきところ、新しく購入した物品保管庫の納入業者に無償で引き渡ししている。 [都市政策課]

② カラーインクジェット複合機の処分について、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、県が排出事業者として資格を有する業者に処分を依頼すべきところ、新しく購入した複合機の納入業者に引き渡している。 [県北振興局建設部雪浦ダム管理事務所]

(2) 行政監査

① 公用車運転前後に行うアルコールチェックについて、総務部長通知に基づいた確認及び記録が適正に行われていない。 [長崎振興局建設部神浦ダム管理事務所]

② 愛津原地区水源・加圧施設工事他4件における施工計画書等の地図において、著作権許諾に係る確認が不十分なまま受領している。

[島原振興局農林水産部土地改良課・農林水産部農村整備課・建設部道路第一課・建設部道路第二課・建設部河港課]

7 警察本部

(1) 行政監査

交通管制システム中央設備改修工事における完成図書等の地図において、著作権許諾に係る確認が不十分なまま受領している。 [警察本部]

第4 意見

今期の監査では、委託業務や補助金の執行にあたって経済性や有効性が十分に検討されていない事例が散見されたので、適正な予算執行に努められたい。

また、補助金の仕入れに係る消費税等相当額の確認が不十分な事例が依然として見受けられたので、適切な事務処理に努められたい。

執行機関等に対し速やかに改善・検討などを促すことが必要と認められるものは、以下のとおりである。

(1) 飲酒運転防止に関する取組の徹底について

「交通法規の遵守等について」（平成26年7月24日付総務部長通知、最終改正 令和4年3月31日）において、業務で使用する公用車等の運転前後のアルコールチェックについては、「令和4年10月1日以降は、道路交通法施行規則の改正を踏まえ、アルコール検知器を用いて確認することとし、所属長は、アルコール検知器を常に正常に作動する状態にしておくこと」、「所属長は、『公用車等運転確認簿』に、確認日時、確認内容等を記録し、1年間保存すること」等とされているが、アルコール検知器を用いていない事例や、メーカーが定める精度保証期間を超えたアルコール検知器を使用している事例が見受けられた。

このような不適切な事務の執行は、酒気帯びによる法令違反につながるおそれがあるため、同通知に基づく適切な対応を徹底されたい。 [人事課・関係各課]

(別 紙) 委員監査の実施状況 (実地監査)

1 地方機関

監 査 対 象 機 関	監査年月日	監 査 委 員			
[知事部局]					
(振興局)					
長崎振興局	令和7年7月24日	下田 芳之 松本 洋介	砺山 祐実 坂本 浩		
長崎振興局長崎港湾漁港事務所	令和7年7月22日	下田 芳之 松本 洋介	砺山 祐実 坂本 浩		
島原振興局	令和7年7月25日	下田 芳之 松本 洋介	砺山 祐実 坂本 浩		
県北振興局	令和7年7月30日	下田 芳之 松本 洋介	砺山 祐実 坂本 浩		
(県民生活環境部関係)					
環境保健研究センター	令和7年7月29日	砺山 祐実	松本 洋介		
川棚食肉衛生検査所	令和7年7月29日	砺山 祐実	松本 洋介		
(産業労働部関係)					
工業技術センター	令和7年7月29日	砺山 祐実	松本 洋介		
窯業技術センター	令和7年7月29日	下田 芳之	坂本 浩		
(農林部関係)					
農業大学校	令和7年7月29日	下田 芳之	坂本 浩		
[警察本部]					
大村警察署	令和7年7月29日	下田 芳之	坂本 浩		

2 本 庁

監 査 対 象 機 関	監査年月日	監 査 委 員
[知事部局]		
(秘書・広報戦略部)		
秘書課	令和7年8月18日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩
ながさきPR戦略課		
広報課		
(企画部)		
政策調整課	令和7年8月22日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩
政策企画課		
デジタル戦略課		
(総務部)		
総務文書課	令和7年8月26日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩
県民センター		
学事振興課		
人事課		
新行政推進室		
職員厚生課		
財政課		
管財課		
税務課		
債権管理室		
スマート県庁推進課		
総務事務センター		

(危機管理部)			
防災企画課	令和7年8月19日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩	
基地対策・国民保護課			
消防保安室			
(地域振興部)			
地域づくり推進課	令和7年8月25日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩	
市町村課			
土地対策室			
交通政策課			
新幹線対策課			
県庁舎跡地活用室			
(文化観光国際部)			
文化振興・世界遺産課	令和7年8月22日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩	
ながさきピース文化祭課			
観光振興課			
インバウンド推進課			
物産ブランド推進課			
国際課			
スポーツ振興課			

(県民生活環境部)			
県民生活環境課	令和7年8月19日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩	
男女参画・女性活躍推進室			
人権・同和対策課			
交通・地域安全課			
統計課			
生活衛生課			
食品安全・消費生活課			
地域環境課			
水環境対策課			
資源循環推進課			
自然環境課			
(福祉保健部)			
福祉保健課	令和7年8月21日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩	
地域保健推進課			
監査指導課			
医療政策課			
医療人材対策室			
薬務行政室			
国保・健康増進課			
長寿社会課			
障害福祉課			
原爆被爆者援護課			

(福祉保健部こども政策局)				
こども未来課	令和7年8月21日	下田 芳之 松本 洋介	砺山 祐実 坂本 浩	
こども家庭課				
(産業労働部)				
産業政策課	令和7年8月21日	下田 芳之 松本 洋介	砺山 祐実 坂本 浩	
企業振興課				
新産業推進課				
新エネルギー推進室				
経営支援課				
未来人材課				
雇用労働政策課				
(水産部)				
漁政課	令和7年8月22日	下田 芳之 松本 洋介	砺山 祐実 坂本 浩	
漁業振興課				
漁業取締室				
水産経営課				
水産加工流通課				
漁港漁場課				

(農林部)		
農政課	令和7年8月25日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩
農業イノベーション推進室		
団体検査指導室		
農山村振興課		
農業経営課		
農産園芸課		
農産加工流通課		
畜産課		
農村整備課		
諫早湾干拓課		
林政課		
森林整備室		

(土木部)		
監理課	令和7年8月26日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩
建設企画課		
都市政策課		
道路建設課		
道路維持課		
港湾課		
河川課		
砂防課		
建築課		
営繕課		
住宅課		
用地課		
盛土対策室		
(出納局)		
出納局	令和7年8月18日	下田 芳之 坂本 浩

[教育庁]			
教育政策課	令和 7 年 8 月 25 日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩	
働きがい推進室			
福利厚生室			
教育環境整備課			
義務教育課			
高校教育課			
教育D X推進室			
特別支援教育課			
児童生徒支援課			
生涯学習課			
学芸文化課			
体育保健課			
[委員会等事務局]			
監査事務局	令和 7 年 8 月 18 日	松本 洋介 坂本 浩	
人事委員会事務局	令和 7 年 8 月 18 日	砺山 祐実 松本 洋介	
労働委員会事務局			
議会事務局	令和 7 年 8 月 18 日	下田 芳之 砺山 祐実	
[警察本部]			
警察本部	令和 7 年 8 月 19 日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩	

令和7年度長崎県公営企業会計定期監査結果

第1 監査の概要

令和6年度における長崎県公営企業会計（2会計）にかかる財務監査（定期監査）及び行政監査を次のとおり実施した。

1 監査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

2 監査の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

行政監査（地方自治法第199条第2項）

3 監査の対象

令和6年度 長崎県交通事業会計

令和6年度 長崎県流域下水道事業会計

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった監査委員は、別紙のとおりである。

第2 監査の結果

1 総括

事業の管理並びに財務会計事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正又は改善を要する事項が認められたので、適切に対応されたい。

なお、軽易な事項については、その都度当該機関に注意を行った。

○令和7年度長崎県公営企業会計定期監査結果

（単位：件）

区 分		交 通 事 業 会 計	流域下水道事業会計	計
財務 監 査	指摘事項	0	0	0
	指導事項	1	0	1
	意 見	1	0	1
	計	2	0	2
行政 監 査	指摘事項	0	0	0
	指導事項	0	0	0
	意 見	0	0	0
	計	0	0	0
合 計		2	0	2

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

- ① 法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ② 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③ 収入確保に適切な措置を要するもの
- ④ 予算を目的外に支出しているもの
- ⑤ 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥ 経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの

⑦ 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善がされていないもの

⑧ その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、輕易と認められるもの

(3) 意見

① 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの

② 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

2 意見

(1) 交通事業会計（交通局）

○意見

ア 経営状況について

令和6年度の経営成績は、総収益52億7,408万円、総費用51億491万円、純損益1億6,917万円で、前年度に比べ増収減益となり、令和4年度以降、単年度収支は黒字を維持している。なお、前年度からの繰越欠損金は3億1,295万円、当年度末現在の未処理欠損金は1億4,378万円となっており、前年度に比べ1億6,917万円改善している。

改善の要因として、長崎県交通局経営計画に沿った、長崎自動車株式会社（長崎バス）との共同経営方式による路線バスの再編、子会社である長崎県央バス株式会社の交通局への統合、営業所再編による効率化の実施や、貸切バスの運賃改定等による増収などが挙げられる。

バス利用客数が回復傾向にあり、営業収益が増加した一方で、処遇改善に伴う人件費の増加や、車両及び軽油価格における物価高騰の影響が顕著であるなか、バス運転士の確保や車両の更新が課題となっていることから、そのための財源となる運賃収入の増を図ることを含めて、引き続き後期5か年行動計画に沿って着実に経営改善に努めていく必要がある。

3 指導事項

（単位：件）

項 目		交通事業会計	流域下水道事業会計	計
財務監査	財産管理関係	0	0	0
	事務処理関係	1	0	1
	会計処理関係	0	0	0
行政監査		0	0	0
計		1	0	1

(別 紙)

○令和7年度長崎県公営企業会計定期監査の実施状況

監 査 対 象 機 関	予備監査年月日	委員監査年月日	監 査 委 員
交 通 局 (長崎県交通事業会計)	令和7年5月27日 ～ 令和7年5月28日	令和7年7月22日	下 田 芳 之 砺 山 祐 実 松 本 洋 介 坂 本 浩
水 環 境 対 策 課 県 央 振 興 局 (長崎県流域下水道事業会計)	令和7年5月22日 ～ 令和7年5月23日	令和7年7月22日	下 田 芳 之 砺 山 祐 実 松 本 洋 介 坂 本 浩

人事委員会公告

長崎県職員採用試験（大学卒業程度：C試験）の実施（公告）

令和7年度長崎県職員採用試験（大学卒業程度：C試験）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和7年10月3日

長崎県人事委員会

委員長 水上 正博

1 試験職種及び職務内容

試験職種	職 務 内 容
農 業 C 畜 産 C 林 業 C 農 業 土 木 C 土 木 C 建 築 C 機 械 設 備 C 電 気 C	知事部局（本庁及び地方機関）におけるそれぞれの専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務
社 会 福 祉 C	知事部局（本庁及び地方機関）における専門的知識を活かした企画、調査、指導、相談等の業務

2 給与

令和7年4月1日現在の初任給月額が220,000円で、このほか住居手当、通勤手当、特地勤務手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて決定されるほか、人事委員会勧告に基づき改定されることがある。

3 受験資格

次の(1)又は(2)を満たす者で、その他の各号に該当する者

- (1) 昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者〔学歴不問〕
- (2) 平成16年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和8年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
- (3) 日本国籍を有する者（「機械設備C」「電気C」を除く。）
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者
- (5) 社会福祉Cについては、社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和8年3月31日までに同資格を取得見込みの者

4 第1次試験

(1) 試験種目

基礎能力検査（SPI3）（択一式）

※併せて実施する性格検査については、第2次試験の参考資料として使用する。

(2) 試験の実施日及び試験会場

ア 令和7年11月24日（月・振休）

長崎会場：長崎市

イ 令和7年11月12日（水）から11月30日（日）まで

テストセンター会場：リアル会場（全国7都市）又はオンライン会場

※上記ア、イから選択し受験すること。

なお、長崎会場はペーパーテスト、テストセンター会場はパソコンを用いた受験となる。

(3) 第1次試験合格者発表

令和7年12月9日（火）に、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者、不合格者ともに申込専用サイトのマイページにて結果を通知する。

5 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、専門論述試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験の合格者に別途通知する。

6 最終合格発表

令和8年2月中旬（予定）に、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者、不合格者ともに申込専用サイトのマイページにて結果を通知する。

7 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

(3) 「3 受験資格」における(2)に該当する「卒業見込みの者」にあつては、令和8年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

(4) 特定の資格を必要とする社会福祉Cについて、資格を取得できない場合は採用される資格を失う。

8 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホールで入手する。

イ 長崎県人事委員会のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県ホームページ内の「長崎県職員採用試験情報」ページにある「申込手続方法」欄から「申込専用サイト（外部リンク）」へ接続し、所要事項を入力し、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

受付期間は令和7年10月23日（木）から11月4日（火）までとし、受付時間は11月4日（火）24時までとする。

9 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線 3542

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

ICカード認証印刷サービス調達について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和7年10月3日

長崎県公立大学法人 理事長 坂口 克彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

ICカード認証印刷サービス調達

(2) 委託業務の特質等

入札説明書等による。

(3) 納入期限

令和8年3月20日

(4) 設置場所

長崎県立大学佐世保校（長崎県佐世保市川下町123）及び、
長崎県立大学シーボルト校（長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1）

(5) 入札の方法

前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業

者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

- (2) ア又はイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

- (3) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和7年10月23日（木）17時00分までに5の部局に提出すること。

4 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる設置しようとする機器の機能等証明書を令和7年10月23日（木）17時00分までに、5の部局に、2部提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

5 当該業務を担当する部局

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

（名称）長崎県立大学 企画広報課企画広報グループ

（電話）0956-47-5856

6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和7年10月20日（月）17時00分までの間（大学の休日を除く。）

（場所）入札説明書は、この公告の日から5の部局に掲げる場所において配布するほか、長崎県立大学公式ホームページから入手することも可能である。 <https://sun.ac.jp/tender/>

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札・開札の場所及び期日等

（期日）令和7年10月29日（水）10時00分開始

（場所）長崎県立大学佐世保校1号館本部棟2階 中会議室

入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

- (2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、8の入札当日に委任状を提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 導入予定のシステムが、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書等による。
- (3) 不明な点に関する問い合わせ先 5の担当部局

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二
二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
田
宏
リ
ン
ト
弥